

令和6年度

業務委託仕様書

名称 路面電車停留場施設維持・保全業務（①総価）

特定の場合

その業者名 \_\_\_\_\_

業務名 路面電車停留場施設維持・保全業務（①総価）

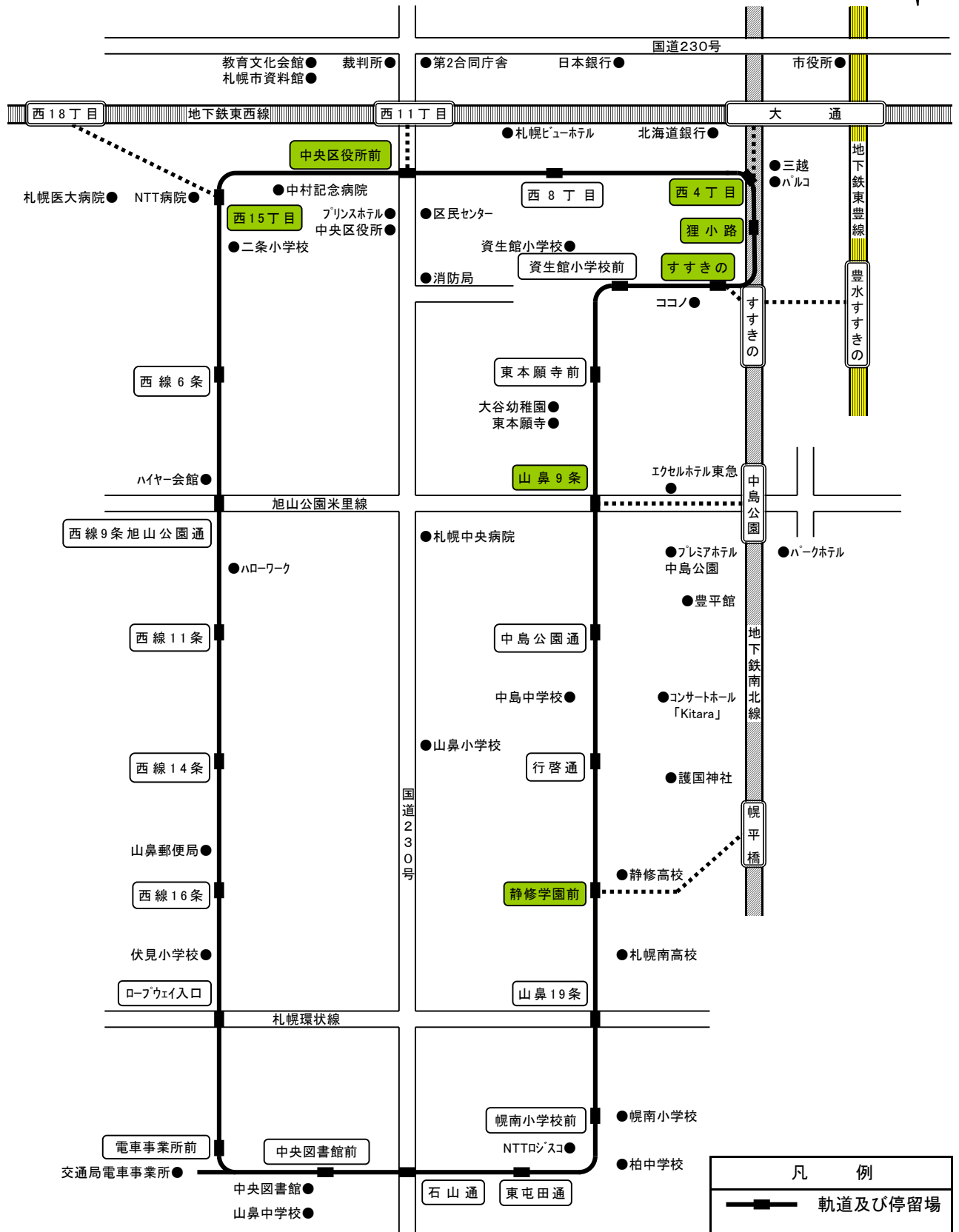
業務委託費 \_\_\_\_\_ 円

内 訳 { 業務価格 \_\_\_\_\_ 円  
消費税等相当額 \_\_\_\_\_ 円

工事説明

1. 業務の概要 本業務は、整備計画に基づき施行する。
- |                |      |     |
|----------------|------|-----|
| (1) 停留場上屋等清掃   | (夜間) | 1 回 |
| (2) 格子フェンス等清掃  | (夜間) | 3 回 |
| (3) パネルフェンス清掃  | (夜間) | 3 回 |
| (4) クッションドラム   | (夜間) | 3 回 |
| (5) 停留場施設点検・補修 | (夜間) | 2 回 |
2. 業務の場所
- (1) 山鼻線(すすきの～中央図書館前)
  - (2) 一条線(西4丁目～西15丁目)
  - (3) 山鼻西線(西15丁目～中央図書館前)
  - (4) 都心線(西4丁目～すすきの)
3. 業務の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。
4. 業務の仕様書
- (1) 札幌市土木工事共通仕様書
  - (2) 線路整備心得
  - (3) 線路整備マニュアル
  - (4) 線路検査マニュアル
  - (5) 軌道敷内作業等事故防止マニュアル

# 路面電車停留場施設維持・保全業務 施工箇所図



凡 例	
	軌道及び停留場
	停留場名
	乗継指定停留場

# 業 務 仕 様 書

## 1. 業務の目的

本業務は、路面電車停留場及び付帯施設の清掃・点検を行うことで、軌道施設の適正な維持管理を行うことを目的とする。

## 2. 業務の内容

### (1) 停留場上屋等清掃

- ① 人力にて全停留場の上屋及び西4丁目、狸小路、すすきの停留場の外壁及び床面を、資生館小学校前、東屯田通、山鼻19条、石山通、ロープウェイ入口、電車事業所前、静修学園前、東本願寺前、中央図書館前及び西15丁目停留場の外壁を清掃する。
- ② 清掃作業は最終電車通過後～始発電車通過間に行う。
- ③ 作業に必要な水は散水車を用いて確保する。
- ④ 作業は下記の手順で実施する。
  - (A) 水洗い
  - (B) 洗剤を用いて清掃
  - (C) 水洗い(2回目)
  - (D) 乾いた布で拭き取る
- ⑤ 作業終了後は、停留場床面や車道等に溜まった洗浄水を処理する。

### (2) 格子フェンス等清掃

- ① 人力にて全停留場の格子フェンス及び防護柵を清掃する。

### (3) パネルフェンス清掃

- ① 人力にて全停留場のパネルフェンスを清掃する。

### (4) クッションドラム清掃

- ① 人力にて停留場に設置しているクッションドラムを清掃する。

### (5) 停留場施設点検・補修

- ① 上屋、フェンス類及び受電ポール等、停留場施設のボルト類の緩みと塗装面の錆付き及び剥離箇所の点検・補修を行う。点検・補修完了後は報告書を作成し、委託者に提出すること。  
作業実施日については、委託者担当係員と協議のうえ、決定すること。
- ② 転落防止柵、防護柱等の主要資材は支給品とし、消耗品等は受託者の負担とする。

### (6) (1)～(5)共通事項

- ① 清掃で使用する洗剤は本仕様書 3.使用洗剤についてで示した条件を満たしたものを使用する。
- ② 交通事故防止のため交通誘導警備員を配置すること。

## 3. 使用洗剤について

本業務で使用する洗剤は下記の条件を満たすものを使用すること。

- ① 水素イオン濃度(pH)は原液で5～9とする。
- ② 室内空気汚染の原因とされる厚生労働省指針値該当13物質成分を原料として含まないこと。
- ③ 急性経口毒性はLD<sub>50</sub>:>2,000mg/kgとする。

- ④ 沸点260℃未満のVOCにおいて、製品の定める最低希釈倍率での含有率が洗浄剤<1%とする。
- ⑤ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)における「第一種指定化学物質」と「第二種指定化学物質」を指定割合以下とする。

4. 業務の履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

5. 積算上の留意事項

本業務における労務単価は、以下の補正を考慮する。

(1) 昼間作業

労務費の補正は行わない。

(2) 夜間作業

【算定式】

設計労務単価 =  $P \times 1.5$       P: 公共工事設計労務単価(昼間)

夜間作業時間帯については下記のとおりとする。

- ・ 拘束時間            = (21:00～6:00)                                = 9 h
- ・ 休憩時間            = (23:00～24:00)                                = 1 h
- ・ 夜間割増時間      = (21:00～23:00)+(0:00～6:00)            = 8 h
- ・ 作業時間            = 9時間 - 1時間                                = 8 h

6. 業務の実施日

各業務の実施回数は下表のとおりとし、実施日については委託者担当係員と協議する。

業務内容	回数	実施月
停留場上屋等清掃	1	担当係員と協議のうえ 決定すること。
格子フェンス等清掃	3	
パネルフェンス清掃	3	
クッションドラム清掃	3	
停留場施設点検補修	2	

7. 仕様書等の遵守

本仕様書のほか、軌道敷内作業等事故防止マニュアル、札幌市土木工事共通仕様書及び関係法令、線路整備心得、線路施設整備マニュアル、線路施設検査マニュアル等を遵守すること。

線路整備心得、線路施設整備マニュアル、線路施設検査マニュアル、軌道敷内作業等事故防止マニュアルは電車事業所（札幌市中央区南21条西16丁目）にて閲覧可能である。

札幌市土木工事共通仕様書は札幌市財政局工事管理室ホームページよりダウンロード可能である。

8. 線路整備心得等の改訂について

線路整備心得、線路施設整備マニュアル、線路施設検査マニュアルの改訂に伴い、検査項目、検査方法等に変更が生じた場合は、別途協議する。

## 9. 安全対策等

- (1) 現場での業務は、一般車両及び電車等の通行に十分注意するとともに、必要に応じて安全施設及び交通誘導警備員を適切に配置し事故防止に努めること。なお、作業員・交通誘導警備員は安全チョッキを着用すること。また、電車の接近は交通誘導警備員による見張り及び運行ダイヤ等により確認し、作業時における安全を確保すること。
- (2) 長物を使用する場合は、停留場・架線その他施設との接触に注意して扱うこと。
- (3) 高圧洗浄を使用する場合は、歩行者や通行車に散水が飛散しないよう注意すること。
- (4) 夜間での作業となるので、必要以上に話したり、エンジンの空吹き等騒音につながる行為は避けること。
- (5) 照明を使用する際は、向き及び光度に注意すること。
- (6) 洗剤は、説明書等の使用上の注意点にしたがって扱うこと。使用した洗剤は、適切な方法で確実に処理すること。本仕様書の条件を満たさない洗剤は施設等の劣化につながるので使用しないこと。
- (7) 業務により施設に損害を与えた場合は、速やかに原形に復旧すること。
- (8) 業務中の事故等については、受託者の責において解決すること。
- (9) 業務従事者は、委託者発注業務の受託者であることを明確にするため、業務中は腕章を着用すること。

### 腕 章 例

路面電車停留場施設維持・保全業務責任者 会 社 名	路面電車停留場施設維持・保全業務員 会 社 名
------------------------------	----------------------------

## 10. 業務主任の選任

- (1) 業務履行にあたっては、その業務に精通した責任者を業務主任として配置すること。
- (2) 業務主任は、輸送の安全確保に努めるとともに、その業務に係る技術、労務、工程及び安全の管理並びに作業場の風紀維持の管理業務を行うこと。
- (3) 業務主任は、当該業務に係る知識を保有し、判断力及び作業の指導等の総合的な能力を有した者を配置すること。
- (4) 業務主任は、業務実施上発生する諸問題等に即対応できるものとし、不在の場合の代理人を予め届けておくこと。
- (5) 業務主任は、業務の進捗状況等を適時担当係員に報告すること。
- (6) 業務主任は、業務の中で補助者を定め、各部門の作業内容を常時把握させるとともに作業改善に務めなければならない。
- (7) 業務主任経歴書には、経歴及び雇用関係を証明する書類を添付すること。

## 11. 提出書類

- (1) 業務着手届 業務主任経歴書を添付
- (2) 業務計画書 札幌市土木工事共通仕様書1-1-1-6 施工計画書に準じたもの
- (3) 作業日誌 作業日毎
- (4) 業務完了届
- (5) 業務完了書類(2部) 施工状況写真、安全管理状況等の業務履行確認資料
- (6) 支給品受領書・返納書
- (7) 現場発生品調書
- (8) その他委託者担当係員が必要と認めたもの

## 12. 安全管理規程の遵守及び運輸安全管理の徹底について

- (1) 受託者は安全第一の意識を持って、札幌市交通事業振興公社軌道運送事業安全管理規程で定める事項を遵守するとともに、輸送の安全を確保するために社内体制を整備のうえ、業務従事者にはこれを徹底させること。
- (2) 受託者は、委託者の輸送事業に係る安全管理体制に積極的に協力をするとともに、輸送の安全を確保するため、委託者との密接な連携を図ること。

## 13. 法令遵守(コンプライアンス)の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

## 14. 個人情報の提供の制限について

- (1) 受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を、第三者に委託又は請け負わせてはならない。
- (3) 受託者は、個人情報の複写及び複製を行ってはならない。
- (4) 受託者は、受託業務を履行するために公社から引き渡された個人情報及び受託業務履行のために自ら収集した個人情報をその目的の範囲内において使用しなければならない。
- (5) 受託者は、受託した業務で収集・使用した個人情報は、業務終了後に委託者に返還しなければならない。ただし、委託者から廃棄の指示があった場合は、速やかに廃棄しなければならない。
- (6) 受託者は、受託した業務で使用している個人情報の紛失等の事故が発生した場合は、速やかに委託者に報告し、最善の方策を講じなければならない。
- (7) 受託者は、契約書等の各条項に違反したときは、契約解除等をするものとし、委託者が被った損害については賠償しなければならない。

## 15. 関係法令等の周知徹底について

- (1) 軌道建設規定・軌道運転規則・整備心得・整備マニュアル・軌道敷内事故防止マニュアル等の周知について

管理者(現場管理者含む)、検査実施者(補助者除く)の全員に、軌道建設規定・軌道運転規則・整備心得・整備マニュアル・検査マニュアル・軌道敷内事故防止マニュアル等の関係法令等を周知するものとする。

また、一部を外部に委託(再委託)する場合も、委託先の管理者(現場管理者含む)、検査実施者(補助者除く)の全員に同様の周知をさせること。

- (2) 周知記録「技術基準・実施基準等の周知結果報告書」の提出について

周知の実施後は、会社名、契約件名、対象者の氏名及び役割(管理者、設計者、検査実施者)を明記し、日時・場所と具体的な周知内容、周知方法を記載した記録「技術基準・実施基準等の周知結果報告書」を作成し、委託者に速やかに提出すること。

また、再委託先の周知結果の報告についても、同様とする。

- (3) 業務に関して作成した記録は、受託者において保管(再受注先を含む)すること。
- (4) 周知の実施時期については、対象者がその業務を実施する前に行うこと。

16. 業務代金の支払い

業務完了後に一括払いとする。支払い手続きは、受託者が全作業完了後に完了届を提出し、委託者が行う完了検査に合格した後に行う。

17. その他

仕様書に定めがない事項または疑義が生じた場合は、委託者担当係員と協議すること。



# 業務着手届

令和 年 月 日

一般財団法人札幌市交通事業振興公社

理事長 藤井 透 様

受託者 住 所  
会社名  
代表者

印

業務名 \_\_\_\_\_

上記業務は、令和 年 月 日に着手したのでお届けします。

# 業務主任経歴書

業務名 \_\_\_\_\_

業務主任（氏名） \_\_\_\_\_（ \_\_\_\_\_ 歳）

1 職歴、法令による免許、資格

取得年月日	免許・資格

2 最近の主な業務経歴

履行期間	業務内容	発注者

上記のとおり相違ありません。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

受託者 住所  
会社名  
代表者

印

# 業務完了届

令和 年 月 日

一般財団法人札幌市交通事業振興公社  
理事長 藤井 透 様

住所  
受託者 会社名  
代表者名 印

業務名 \_\_\_\_\_

上記業務は、令和 年 月 日に完了いたしましたのでお届けします。

受付	令和 年 月 日			完了を確認した職員 (氏名) 印
課長	係長	主任	係	この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、 令和 年 月 日に検査を実施してよろしい でしょうか。  検査員
課長	係長	主任	係	<b>業務完了検査報告書</b>  令和 年 月 日  検査員 印  立会人 印
上記業務の検査結果は、次のとおりであったので報告いたします。				
契約金額	円(税込)		契約年月日	令和 年 月 日
着手年月日	令和 年 月 日		完了年月日	令和 年 月 日
検査年月日	令和 年 月 日		検査結果	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格
備考				

# 作 業 日 誌

## 【 路面電車停留場施設維持・保全業務 】

下記のとおり、作業を実施しましたので報告します。

記

履 行 期 間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

作 業 月 日 令和 年 月 日 ( ) 天候

No	項 目	単 位	数 量	当月累計数量

備考・作業場所等

委託者 業務主任 ⑩

受託者 業務主任 ⑩

作 業 月 日 令和 年 月 日 ( ) 天候

No	項 目	単 位	数 量	当月累計数量

備考・作業場所等

業務主任 ⑩

主任技術者 ⑩



# 支給品（貸与品）返納書

令和 年 月 日

一般財団法人札幌市交通事業振興公社

路面電車部 維持管理課 技術担当課長

住 所

受託者 氏 名

業務主任

下記のとおり返納しました。

記

業 務 名						
返 納 場 所						
品 名	規 格・形 質	単 位	受領数量	使用数量	返納数量	備 考

確認者 (一財)札幌市交通事業振興公社路面電車部 線路施設係 氏名

# 現場発生品調書

令和 年 月 日

一般財団法人札幌市交通事業振興公社

路面電車部 維持管理課 技術担当課長

住 所

受託者 氏 名

業務主任

下記業務における発生品を引き渡します。

記

業 務 名				
品 名	規 格・形 質	単 位	数 量	備 考

確認者 (一財)札幌市交通事業振興公社路面電車部 線路施設係 氏名

## 業務委託費内訳書

工種 / 種別 / 細別	単位	数量	単価	金額	摘要
業務価格					
停留場施設維持・保全業務	式	1			第1号内訳書
安全費	式	1			第2号内訳書
直接業務費計					
共通仮設費	式	1			
純業務費					
現場管理費	式	1			
業務原価					
一般管理費	式	1			
業務価格					
消費税等相当額 10.00%	式	1			
業務委託費					



## 停留場施設維持・保全業務内訳書

一金 \_\_\_\_\_ 円

第 1 号内訳書

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
停留場上屋等 清掃	夜間	回	1			単算 No.1
格子フェンス等 清掃	夜間	回	3			単算 No.2
パネルフェンス 清掃	夜間	回	3			単算 No.3
クッションドラム 清掃	夜間	回	3			単算 No.4
停留場施設点検 ・補修	夜間	回	2			単算 No.5
合 計						



## 一 次 単 価 算 出 調 書

番号	細 目	単位	単 価	算 出 の 基 礎			摘 要	
1	(夜間) 停留場上屋等 清掃	回	円	普通作業員	14.50 人 ×	円 =	円	当社制定策定歩掛
				土木一般世話役	6.80 人 ×	円 =	円	
				散水車運転費	48.30 時間 ×	円 =	円	二次単算 No.1
				諸雑費(率+まるめ)	1 式	=	円	労務費×4%
				計			円	
2	(夜間) 格子フェンス等 清掃	回	円	普通作業員	1.30 人 ×	円 =	円	当社制定策定歩掛
				土木一般世話役	0.60 人 ×	円 =	円	
				散水車運転費	4.20 時間 ×	円 =	円	二次単算 No.1
				諸雑費(率+まるめ)	1 式	=	円	労務費×4%
				計			円	
3	(夜間) パネルフェンス 清掃	回	円	普通作業員	0.90 人 ×	円 =	円	当社制定策定歩掛
				土木一般世話役	0.50 人 ×	円 =	円	
				散水車運転費	3.50 時間 ×	円 =	円	二次単算 No.1
				諸雑費(率+まるめ)	1 式	=	円	労務費×4%
				計			円	
4	(夜間) クッションドラム 清掃	回	円	普通作業員	0.30 人 ×	円 =	円	当社制定策定歩掛
				土木一般世話役	0.20 人 ×	円 =	円	
				散水車運転費	0.80 時間 ×	円 =	円	二次単算 No.1
				諸雑費(率+まるめ)	1 式	=	円	労務費×4%
				計			円	
5	(夜間) 停留場施設 点検・補修	回	円	特殊作業員	5.80 人 ×	円 =	円	当社制定策定歩掛
				端数処理	1 式	=	円	
				計			円	

## 二 次 単 価 算 出 調 書

番号	細 目	単位	単 価	算 出 の 基 礎			摘 要	
1	(夜間) 散水車運転費 3,800L	時間	円	一般運転手	0.18 人 ×	円 =	円	
				軽油	5.20 L ×	円 =	円	
				散水車(3,800L)	1.00 時間 ×	円 =	円	R4建設機械等損料表
				端数処理	1 式	=	円	
				計			円	

# 諸経費補正率算出調書(停留場施設維持・保全業務)

## 1 共通仮設費率の補正

No	項目	内容	適用	備考
1	現場環境改善費	(1) 仮設備関係に係る費用	×	
		(2) 営繕関係に係る費用	×	
		(3) 安全関係に係る費用	×	
		(4) 地域連携に係る費用	×	
2	運搬費	(1) 建設機械器具の運搬等に要する費用	○	
		(2) 鋼桁、門扉等工場製作品の運搬(直接工事費に計上)	×	
		(3) (1)、(2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用	○	
		(4) 建設機械等の運搬基地	○	
3	準備費	(1) 準備及び後片付けに要する費用	○	
		(2) 調査・測量、丁張等に要する費用	○	
		(3) 準備として行う伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用	×	
		(4) (1)～(3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な費用	○	
4	事業損失防止施設費	(1) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用	×	
		(2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用	×	
5	安全費	(1) 安全施設等に要する費用	○	
		(2) 安全管理等に要する費用	○	
		(3) (1)から(2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策に要する費用	○	
6	役務費	(1) 土地の借上げ等に要する費用	×	
		(2) 電力、用水等の基本料	×	
		(3) 電力設備用工事負担金	×	
7	技術管理費	(1) 品質管理のための試験等に要する費用	×	
		(2) 出来形管理のための測量等に要する費用	○	
		(3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用	○	
		(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用	×	
8	営繕費	(1) 現場事務所、試験室等の営繕に要する費用	×	
		(2) 労働者宿舍の営繕に要する費用	×	
		(3) 倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用	○	
		(4) 労務者の輸送に要する費用	○	
		(5) 上記(1)～(3)に係る土地・建物の借上げに要する費用	×	
		(6) 監督員詰所及び火薬庫の営繕に要する費用	×	
		(7) (1)～(6)に掲げるもののほか工事施工上必要な営繕に要する費用	×	
適用項目による補正		31項目中13項目適用 13/31=0.41935⇒ 41.94%		41.94%
施工地域等の補正		大都市補正(道路維持工事)		1.5

## 2 現場管理費率の補正

No	項目	内 容	適用	備考
1	労務管理費	(1)募集及び解散に要する費用	○	
		(2)慰安、娯楽及び厚生に要する費用	○	
		(3)直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用	○	
		(4)賃金以外の食事、通勤等に要する費用	○	
		(5)労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用	○	
2	安全訓練等に要する費用	現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用	○	
3	租税公課	固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課	○	
4	保険料	(1)自動車保険(機械器具等損料に計上された保険料は除く)	○	
		(2)工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険の保険料	○	
		(3)その他の損害保険の保険料	○	
5	従業員給料手当	現場従業員の給料、諸手当及び賞与	○	
6	退職金	現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額	○	
7	法定福利費	現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額	○	
8	福利厚生費	現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用	○	
9	事務用品費	事務用消耗品、新聞、参考書等の購入費	×	
10	通信交通費	通信費、交通費及び旅費	△	0.5計上
11	交際費	現場への来客等の応対に要する費用	×	
12	補償費	工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補償費。	△	0.5計上
13	外注経費	工事施工を専門工事業者等に外注する場合に必要な経費	×	
14	工事登録等に要する費用	工事実績等の登録等に要する費用	×	
15	動力・用水光熱費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、用水、ガス等の費用	×	
16	公共事業労務費調査に要する費用		×	
17	雑費	1～16までに属さない諸費用	○	
適用項目による補正		23項目中16項目適用 $16/23=0.69565 \Rightarrow 69.57\%$		69.57 %
施工地域等の補正		大都市補正(道路維持工事)		1.2

### 3 一般管理費率の補正

No	項目	内容	適用	備考
1	役員報酬	取締役及び監査役に対する報酬	○	
2	従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与	○	
3	退職金	退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金	○	
4	法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額	○	
5	福利厚生費	本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用	○	
6	修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等	○	
7	福利厚生費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費	○	
8	通信交通費	通信費、交通費及び旅費	○	
9	動力、用水光熱費	電力、水道、ガス、薪炭等の費用	△	0.5計上
10	調査研究費	技術研究、開発等の費用	△	0.5計上
11	広告宣伝費	広告、公告、宣伝に要する費用	○	
12	交際費	本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用	○	
13	寄付金		○	
14	地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料	○	
15	減価償却費	建物、車輛、機械装置、事務用備品等の減価償却額	○	
16	試験研究費償却	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額	×	
17	開発費償却	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額	×	
18	租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課	○	
19	保険料	火災保険その他の損害保険料	○	
20	契約保障費	契約の保障に必要な費用	×	
21	雑費	電算等経費、社内打合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用	○	
	適用項目による補正	21項目中17項目適用 17/21=0.80952 ⇒ 80.95%		80.95 %
	前払金に対する補正	計上しない		0.0%
	契約保証に係る補正	補正しない		0.0%

4 業務委託費算出(諸経費の算出)

直接業務費				
	通常経費	補正率	補正值	補正後
共通仮設費率				
現場管理費率				
一般管理費率				

共通仮設費率	直接業務費		
	工種区分: 道路維持工事		
	共通仮設費率		
	共通仮設費率	補正率	補正共通仮設費率
	補正		

現場管理費率	純業務費		
	工種区分: 道路維持工事		
	現場管理費率		
	現場管理費率	補正率	補正現場管理費率
	補正		

一般管理費率	業務原価		
	一般管理費率		
	一般管理費率	補正率	補正一般管理費率
	補正		

	金額
直接業務費	
共通仮設費率	
共通仮設費	
純業務費	
現場管理費率	
現場管理費	
業務原価	
一般管理費率	
一般管理費	
業務価格	
消費税率	
消費税相当額	
業務委託価格	